ジャワ農村における家族周期と農家階層分化

――社会学的分析と経済学的分析との接点を求めて――

at it to the it it is it is a second of the it is a second of the

はしがき

I 調査村と調査農家の概要

Ⅱ 家族周期と土地相続

Ⅲ 農地貸借類型と農家階層分化

IV 家族周期原理と経済原理 むすび

はしがき

原洋之介は東南アジア農村社会研究について, 地域研究と経済理論とが接合していない問題は今 日なお重要であると指摘している(注1)。日本のジャワ農村研究でも同様のことが言える。次の文献 では同じ中部ジャワを分析対象にしているにもかかわらず、農家階層分化と刈分小作の性格に関する事実認識に決定的差異がみられる。

加納啓良はジョクジャカルタ特別区の事例分析から、「耕地の所有と経営に関する 農村世帯の階層分化は、きわめて尖鋭とは言えないまでも、かなりの程度に達していること」(註2)を明らかにしている。この場合の階層分化は、「零細保有農民、土地なし農民」と「上向富裕層」への両極分化であり、経営に関する階層分化から「分益小作制には明らかに階級的性格がみられる」(注3)としている。

これに対して、関本照夫はスラカルタ地方の事例分析から一部の大規模農業経営を除いて、「所有規模との傾向的連関なしに、経営規模が0.25~

0.5%のあいだに分散している。したがって所有 1%以下の大多数の世帯では,自己経営規模はほぼ 0.5%ないしそれ以下であり,それ以上水田を 所有していれば,また所有規模 0.5%以下でも現 金調達その他の必要のため事情に応じ,随時水田 を貸出すという傾向を指摘できる」(注4)と中農標 準化とみられる農家階層分化の特徴を明らかにしている。また地主・小作については,「日本農業にかって広汎に存在した小作のごとく,社会的・経 済的な単一のカテゴリーをなすものではな」(注5) く,類型ごとに弱い保護・従属関係や親しい地主・小作関係などがみられるとしている。

両者には、その研究目的の違いから分析方法について明確な差異がみられる。加納は土地所有構造を経済学的に研究する目的で、一時点の農地所有規模あるいは農業経営規模の分布状況から階層分化を分析する方法をとる。これに対して、関本は家族周期および貸借等経済取引の社会関係を社会学的に研究する目的で、相続、所有、貸借の家族史的変遷を前提に、所有規模分布と経営規模分布の相対比較から階層分化を分析する方法をとる。

家族農業経営を前提とする限り、農地所有規模 は農地相続と農地売買とに規定されるし、農業経 営規模は農地所有規模と農地貸借とに規定され る。このうち相続や近親間の農地貸借は家族周期 上の所有・経営規模規定要因であり、農家階層分

ジャワ農村における家族周期と農家階層分化

化を分析する場合,これらの要因は極力排除することが望ましい。この限りで一時点の所有・経営規模分布から階層分化を分析する方法には少なからず疑問を抱かざるをえない(性6)。

本稿では、上記の問題意識に基づいて東部ジャワ農村における農家階層分化のありようと刈分小作の性格について考察する。この場合家族周期原理と経済原理との所有・経営規模規定要因を分離して、農家階層分化を分析する。なお本稿で分析する資料は、東部ジャワ州ブリタール(Blitar)県カドマンガン(Kademangan)郡レジョウィナグン(Rejowinangun)村における実態調査から収集した。そのうち上記課題を考察するうえで核心となる資料は、個別農家調査から収集したものである(注7)。この場合、土地相続や土地売買、土地貸借について、地片単位にその移動を調査するという、従来のインドネシア農村調査ではあまり例をみない方法を用いた。

その個別農家調査票の様式は付属資料に示している。その主眼とするところは、(1)世帯主の兄弟姉妹および世帯主の妻の兄弟姉妹における土地相続状況を明らかにし、同時に村内居住兄弟姉妹世帯間の屋敷地利用関係をチェックする(項目1と2)、(2)世帯主夫婦の相続地と購入地とから所有地総面積を明らかにし、同時にその子供の居住状況と土地所有の有無とをチェックする(項目3)、(3)過去の農地貸借の詳細を地片単位に明らかにする(項目4)、などである。

(注1) 原洋之介「東南アジア農村社会論――地域 研究と経済理論――」(『東洋文化』第63号 1981年4 月)参照。

(注2) 加納啓良「農業問題の 中部 ジャワ的構造 (I)」(『アジア経済』第21巻第4号 1980年4月) 17 ページより引用。

(注3) 加納啓良「ジャワ農村経済史研究の視座変換」(『アジア経済』第20巻第2号 1979年2月) 12ペ

(注4) 関本照夫「二者関係と経済取引」(『国立民族学博物館研究報告』 第5巻 第2号 1980 年6月) 386ペーンより引用。

(注5) 同上論文 387ページより引用。

ージより引用。

(注6) 加納啓良『パグララン----東部ジャワ農村 の富と貧困---』アジア経済研究所 1979年, におい ては、所有規模、経営規模のいずれを指標にとっても 両極分化の階層格差が検出されるとしながらも, 所有 規模と経営規模との相関係数について検討 している (83~84ページ)。この場合相関係数は、次の二通り の方法で計算されている。(1)刈分小作(クドック,小 作料率75年)では地主の農業経営に対する関与の度合 いがきわめて高く, 小作人の経営的自立が低いことか ら, その対象地を小作人の経営地とせずに, 地主の経 営地とする。また定額金納小作地は小作人の経営地と して計算された相関係数は +0.997 と高い。これに対 して、(2)刈分小作も定額金納小作もともに小作地は小 作人の経営地として計算したもので,かつ調査世帯70 戸のうち大土地所有・大規模経営の2戸を除く68戸に 関する相関係数は+0.581と低い。

両者の相関係数の違いは、(a)刈分小作地を地主の経 営地とするか、小作人の経営地とするか、(b)異質な土 地所有と経営状態にある大規模農家と中小規模農家と を分離するか,同一視するか,によりもたらされた結 果である。このうち(a)の問題点については、加納の調 査世帯における農地賃貸借39件中刈分小作は22件と比 較的多い。刈分小作のうち親類間の契約が16件と大半 を占めており、うち親子・兄弟姉妹間の契約は9件と 少なくない。それゆえ, 加納は同書のなかで,「クドッ ク小作従事者の多くが親族, それも両親, 兄弟など直 近のもの であり、この限りで「小作関係の温情主義的、 互恵的社会関係」(77ページ)は否定できないとしてい る。また、均分相続慣行と双系制的親族関係とにより、 家族周期が土地所有や農業経営に及ぼす影響について は検討から除外していると述べている (50~51ペー ジ)。刈分小作における「階級的」性格とは異なる特 徴が、(1)と(2)の二通りの相関係数計算方法をとらせた ものと思われる。それゆえ農家階層分化を検討する場 合、刈分小作の性格規定とその小作地における農業経 営の考え方を明らかにすることが、重要と思われる。

同書で加納が農家階層の両極分化を主張できる有力 な根拠は、ごく少数の大土地所有・大規模経営の存在 とそこでみられる「階級的」小作関係に求められる。 しかし(b)で指摘したように、当該土地所有と経営形態 が中小規模農家のそれらと異質なものであるとしたら どうだろうか。本稿では、加納が考察対象から除外し てきた家族周期原理が農家階層分化に与える影響につ いて分析する。この場合、大土地所有・大規模経営が 成立していない村を調査対象地に選定した。

(注7) 同村における予備調査は1985年6月,本調査は86年7~8月ののベ3ヵ月間実施された。予備調査時点では、調査対象村をブリタール県内の2村に限定していたが、他の1村には個人土地所有200%のコーヒー・ブランテーション経営があり、本稿の課題に関する調査対象村としては不適と考え、除外した。レジョウィナグン村における最大耕作規模は、村長の職田畑3.7%であり、本稿の課題を考察するうえで、適切な村落と考えられる。

I 調査村と調査農家の概要

1. 調査村の概要

調査村レジョウィナグン村(以下、R村)は、インドネシア東部ジャワ州ブリタール県カドマンガン郡に属する行政村である。同県の北端には活火山のクルド山(Kelud,標高1731な)があり、県南部にはグヌン・キドゥール(G. Kidul)と呼ばれる石灰岩台地が広がり、両者間の低地部をブランタス(Brantas)川が東から西に流れている。ブランタ

ス川とグヌン・キドゥールとに挟まれた平地部の面積は小さいが、R村はその平地部に位置している。R村はブランタス川灌漑事業の受益地域内にあり、同村における幹線水路建設は1976年から79年にかけて実施されている。また、R村は県庁所在地ブリタール市の南方約4點の都市近郊に位置し、同市への交通アクセスは比較的よい。

1986年現在, R村の総人口は2325人, 人口密度は 1444人/平方ねである。同村の総世帯数は508世帯, 1世帯当り平均家族員数は4.6人である。R村にお ける就業人口と世帯類型の推移をみると(第1表), 農業と流通業への就業人口が減少し、その他への 就業人口が増加しており、農家と公務員世帯が減 少し、その他の世帯が増加している点に特徴があ る。これは、製糖、菓子製造、れんが製造、縫製、 ヤシ油製造等の農家副業に従事する者が増加して いることが要因である。その他の就業人口と世帯 類型の増加は、従来農民層分解の結果である農村 雑業層の滞留と考えられてきたが、本稿では農家 の副業あるいは兼業機会の拡大の結果であるとみ ている。また、その他の世帯類型のなかには農地 を保有せずに、親の農業経営を手伝う子供世帯も 少なくないものと推定される。この点については

第1要 調査村における就業人口と世帯類	第 1	1 麥	調査村にお	ける就業人	、ロと	世帯類型
---------------------	-----	-----	-------	-------	-----	------

		就 業	人口			世帯	類 型	
	19	81	19	83	19	983	19	986
	人 数	構成比(%)	人 数	構成比(%)	戸 数	構成比(%)	戸 数	構成比(%)
農流公工 運輸・砂 ・の ・の ・の ・の ・の ・の ・の ・の ・の ・の ・の ・の ・の	434 302 57 46 20 214	41 28 5 4 2 20	408 292 58 47 19 262	38 27 5 4 2 24	371 17 52 72	72 3 10 14	367 19 45 77	72 4 9 15
合 計	1,073	100	1,086	100	512	100	508	100

(出所) Kecamatan Kademangan Dalam Angka[カドマンガン郡役所], Mantri Statistik Kecamatan Kademangan [カドマンガン郡に関する月刊統計], 1981, 83年/レジョウィナグン村役場資料。

第2 褒 調査村における地目別土地面積(1986年)

			レジョウ	ィナグン村	カドマ	ンガン郡
			面積(ha)	構成比(%)	面積(ha)	構成比(%)
プ森職そ	田畑シ 田の	ガ林畑他	57 16 72 — 10 6	35 10 44 - 7 4	805 4, 495 2, 023 1, 224 232 1, 749	7 43 19 12 2 17
合		計	161	100	10, 528	100

(出所) カドマンガン郡役所資料。

(注) プカランガンのなかには、宅地のみならず屋敷 地内の自家菜園や屋敷地と地続きの畑も含まれてい る。

後述する。

R村とカドマンガン郡における地目別土地面積を比較すると(第2表)、郡全体では畑(43年)や森林(12年)、その他(17年)の面積割合が比較的高いのに対して、R村では田(35年)とプカランガン(44年, pekarangan)の面積割合が高い(プカランガンの面積には、宅地のみならず屋敷地内の自家菜園や屋敷地と地続きの畑も含まれている)。同郡の多くは石灰岩台地から構成されており、畑や森林、荒蕪地が多いのに対して、R村はブランタス川沿いの都市近郊に立地しており、田やプカランガンが比較的多い。R村における主要作物の耕作面積は、1986年現在水稲55年,トウモロコシ24年,ピーナッツ5年,大豆5年,トウモロコシ24年,ピーナッツ5年,大豆5年,トウモロコシ24年,ピーナッツ5年,大豆5年,トウモロコシ24年,ピーナッツ5年,大豆5年,トウモロコシ24年,ピーナッツ5年,大豆5年,トウモロコシ24年,ピーナッツ5年,大豆5年,トウモロコシ24年,ピーナッツ5年,大豆5年,トウモロコシ24年,ピーナッツ5年,大豆5年,トウモロコシ24年,ピーナッツ5年,大豆5年,トウモロコシ24年,ヒーナッツ5年,大豆5年,トロカーの農家戸数367戸で割ると、同村の農家1戸当り平均経営面積は26年とな

第3 褒 レジョウィナグン村における職田畑 (単位: ha)

										-
村	役	人	人	数	職	Ħ	職	畑	合	計
村書区そ	Ø	長記長他		1 1 1 5		2. 4 0. 5 0. 8 2. 5		1.3 0.5 0.5 1.3		3. 7 1. 0 1. 3 3. 8
	計			8		6. 2		3.6		9.8

(出所) レジョウィナグン村役場資料。

る。しかし,この経営面積のなかにはプカランガ ン内の農地面積が過小に評価されている可能性が 強い。

R村における職田畑の配分状況を第3表に示している。職田畑は村役人への賃金の代わりに支給される農地であり、対象地は村有地である。これら村有地は村役人就任と同時に使用貸付けされ、村役人の多くは刈分小作や定額金納小作形態で職田畑を賃貸する。第3表の職田畑9.8%の大半は、農地賃貸借の対象となっているものと推定される。R村の農家率は72年(第1表)であり、経営面積の零細な兼業農家がきわめて多く、後述するように農地賃貸借も活発である。

2. 調査農家の概要

R村は11のRT (隣組, rukun tetangga) 組織から構成されている。各RT は50戸前後の世帯から構成される地縁組織である。このうち世帯調査は二つのRT (RT,とRT。) について全戸を調査し、それ以外のRT については農家を中心に34戸を調査した(第4表)。 世帯調査の 対象戸数は 全部で141戸である。 これはR村における全世帯の28年に相当する。これらの世帯の所有地は41.7渓であり、そのうち11.5渓を他の世帯に貸付けている。また16.6渓を他の世帯から借入れており、耕作地

第4表 調査農家と調査地区

(単位:戸)

				() (, ,
調査地区	農家戸数	非農家戸数	農業労働 者世帯等	合	計
RT ₁ RT ₃ その他	25 23 30	19 26 1	8 6 3		52 55 34
計	78	46	17		141

(出所) 筆者調査による。

(注) (1) 農家とは宅地と農地の耕作地面積が10 a 以上の世帯。

(2) 農業労働者世帯等のなかには親の農業経営を手伝う子供世帯を含んでいる。

-	RT,			RT ₃		その他			合 計			
	田	畑・宅地	計	田	畑・宅地	計	田	畑·宅地	計	田	畑・宅地	計
所有地 貸付地 借入地 耕作地	3. 7 1. 3 5. 5 7. 9	7. 5 0. 6 1. 9 8. 8	11. 2 1. 9 7. 4 16. 7	2. 9 2. 1 1. 6 2. 4	8. 0 1. 2 1. 4 8. 2	10. 9 3. 3 3. 0 10. 6	5. 9 2. 9 2. 2 5. 2	13. 7 3. 4 4. 0 14. 3	19. 6 6. 3 6. 2 19. 5	12. 5 6. 3 9. 3 15. 5	29. 2 5. 2 7. 3 31. 3	41. 7 11. 5 16. 6 46. 8

(出所) 筆者調査による。

(注) 耕作地=所有地-貸付地+借入地。

は46.8盆である。調査世帯の所有地はR村内の土地の26年に相当し、その耕作地は29年である(第5表)。調査世帯の所有地に占める貸付地の割合は28年、また耕作地に占める借入地の割合は35年であり、同村における農地貸借を中心とする土地貸借は少なくないものと思われる。

Ⅱ 家族周期と土地相続

関本はジャワ社会における家族周期と土地相続について、次のように述べている。「結婚した子は、多くの場合さしあたりいずれかの親と同居するが、やがてふつうは数年後に住居をえて独立する。したがって各世帯の家族構成は核家族型が多い」(注1)。「全子独立後、老人夫婦世帯は生計をいずれかの子と合一化せず、単独の家計をいとなむ。宅地・家屋・水田など主たる財産の相続は、名義人の死後はじめて行なわれるのがふつうであり、相続方式は男女をとわぬ全子への均分が原則である。したがって、相続人たる子どもたちは、結婚後長い年月を経て、親の死後ようやく水田を所有

することになる」(注2)。この家族周期と土地相続から、「所有経営世帯の世帯主年齢が50~60歳台に集中しているのにたいし、所有非経営世帯のそれは70歳台に顕著なピークをしめし、他方、非所有経営世帯のそれは40歳台にピークをもっている」(注3)と実証している。

R村についても、関本が示す家族周期と土地相 続の考え方は基本的 に 適用 で きる。しかし関本 は, 所有地獲得に果たす土地購入の役割を過小評 価しているきらいがある。関本の調査農家のうち 水田所有権獲得方法では相続が20戸であるのに対 して、購入が4戸と少ないことが、その要因と思 われる。R村では所有地獲得の契機として相続と ともに、土地購入も重要である。 調査農家のう ち、相続により所有地を獲得した農家は63戸であ り、購入により所有地を獲得した農家は61戸とほ ぼ同数である (第6表)。 R村の調査農家では、 夫 婦ともに土地を相続した世帯が20戸、夫のみ相続 した世帯が21戸、妻のみ相続した世帯が22戸、夫 婦ともに土地は未相続であるが土地を購入した世 帯が24戸、土地を所有していない世帯が9戸であ る(第6表)。

96 戸の調査農家 について 相続地総面積は 2516 な、購入地総面積は1501なであり、相続地に比較 した購入地の割合は決して少なくない。ただし、 購入地の61なが土地未相続世帯に属している点に

第6 衰 土地相続と土地売買 (単位:戸)

		購入, 売却と もにあ り	購入の みあり	売却の みあり	購入, 売却と もにな し	合計
夫婦とみまるよう	も相続 相続 相続 未相続	$-\frac{4}{1}$	12 12 8 24	1 	4 8 13 9	20 21 22 33
台	計	5	56	1	34	96

(出所) 筆者調査による。

第7表 相続地と所有地 (単位:a)

	相続地	購入地	売却地	所有地
夫婦とも相続 総 面 積 1戸当り面積	1, 034. 8 51. 7	242. 1 12. 1	34 1. 7	1, 242. 9 62. 1
夫のみ相続 総 面 積 1 戸当り面積	668. 1 31. 8	249. 9 11. 9	6. 7 0. 3	911. 3 43. 4
妻のみ相続 総 面 積 1 戸当り面積	813. 5 37. 0	97. 1 4. 4	14 0. 6	896. 6 40. 8
夫婦とも未相続 総 面 積 1戸当り面積		912.3 27.6		912. 3 27. 6

(出所) 筆者調査による。

(注) 所有地は1986年8月現在の面積である。

注目したい。このうち全購入面積の41年に相当する 621年 は土地購入のみで規模拡大した 3 戸が所有する土地である。

調査農家1戸当り平均所有面積規模をみると、 夫婦ともに土地を相続した世帯が62.1~で最も大きく、夫婦どちらかが相続した世帯は40~強である。これに対して土地を相続していない世帯のそれは27.6~と小さい(第7表)。また、各世帯類型 別の所有面積規模分布をみると (第8表),50元以上の大規模層の占める割合は夫婦とも相続70年,夫婦どちらかが相続28年前後,夫婦とも未相続9年である。とくに夫婦とも未相続33戸のうち13以上の大規模農家3戸は,経済原理に基づき隣人・他人からの土地購入により規模拡大した農家である。これ以外の30戸はいずれも所有面積が50元未満と零細である。

以上,土地所有規模階層の分布には土地相続という家族周期原理が強く作用しており,所有面積 格差の存在がそのまま経済原理に基づく階層分化 を意味しないことは明らかである。また,土地売 買についても家族周期原理と経済原理との2側面 があることを,次に分析する。

R村では親子・兄弟姉妹の近親間における土地 売買が少なくない。それは離婚や婚出,移住など による離村を契機に農地が売買されるが,この場 合近親間で土地を共同保全しようとする傾向が強 い。土地売買における対人関係をみると(第9表), 親子・兄弟姉妹間の土地売買が少なくない。調査 農家の土地売買に占めるその割合は,全体で35年 である。これを地目別にみると,田が最も少なく て30年,畑40年,宅地34年である。

また、近親間の土地売買における土地価格と、 その他の土地売買における土地価格とでは一般に 格差が存在する。R村の土地価格をみると、畑地 価格と宅地価格には顕著な違いが存在しない。そ

第8表 土地相続と所有面積規模の分布(1986年8月現在)

(単位:戸)

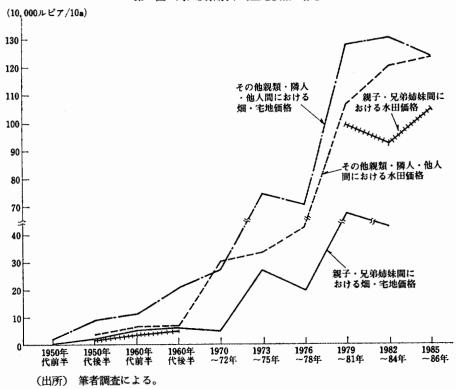
	0	10未満	10~30	30~50	50~70	70~100	100~200	200 a 以上	合 計
夫婦 とも相続 夫のみ相続 変のみ相続 夫婦とも未相続	9	1 4 5 10	3 7 7 9	2 4 4 2	5 2 2	7 1 2	1 3 1 2	$\frac{1}{1}$	20 21 22 33
合 計	9	- 20	26	12	9	10	7	3	96

(出所) 筆者調査による。

	1940年代	1950年代	1960年代	1970年代	1980年代	合	計
親子・兄弟姉妹間 田畑畑 地	2 6 3	1 1 2	2 1 6	2 5 3	3 4 1		10 17 15
その他親類・隣人・他人間 田 畑 宅 地	1 5 4	2 4 8	6 4 5	10 6 5	4 6 7		23 25 29
āl ·	21	18	24	31	25		119
親子・兄弟姉妹間の農地売買の 割合 (%)	52	22	38	32	32		35

(出所) 筆者調査による。

第1図 対人関係別平均土地価格の推移



れゆえ、畑・宅地価格と水田価格とについて対人 関係別地価の推移をみると (第1図)、畑・宅地価 格において近親間の地価とその他の地価との格差 が顕著である。親子・兄弟姉妹間における畑・宅 地価格はその他親類・隣人・他人間におけるそれ の2分の1から3分の1の価格水準にある。これ に対して、水田価格における両者の格差はそれほ ど明確ではない。それは親子・兄弟姉妹間での水 田売買事例が比較的少ないことがその要因であ る。しかし水田価格についても、近親間の地価が その他の強備よりも低い傾向はうかがえる。

親子・兄弟姉妹の近親間土地売買で形成される 地価が一般の土地市場で形成される地価よりも低 いことも、極力近親が所有する土地を当該集団に おいて共同保全しようとする傾向の現われと思わ れる。このことは土地売買についても経済原理と は異質の家族周期原理が一部作用していることを 示すものである。

- (注1) 関本 前掲論文 389ページより引用。
- (注2) 同上論文 390ページより引用。
- (注3) 同上論文 389ページより引用。

Ⅲ 農地貸借類型と農家階層分化

1. 農地貸借類型

R村でみられた農地貸借類型は使用貸借^(注1), 刈分小作,定額金納小作(セワ, sewa)の三つで ある (第10表)。 刈分小作における小作料率は 50年 (マロ, maro), 60年 (ンゲドック, ngedok), 67年 (メルテル, mertelu) の 3種類である。

使用貸借は、土地用役の対価である小作料の支払いがみられない貸借であり、その多くは契約期間が長い(第10表)。R 村における使用貸借の特徴は、所有権構成要素(使用、収益、占有、処分の権利)のうち、使用権、収益権、占有権が借り手に帰属する点にある。貸し手には処分権のみが留保されているにすぎない。使用貸借の多くは親子間の事例であるが、この場合使用貸借は土地相続の前段階と考えられる。通常土地相続は両親の死後に行なわれるが、その子弟の相続対象地の一部は親の存命中に使用貸借地として確定しておき、処分権を除く土地の経営管理権を子弟に委譲する場合が多い。それゆえ、親子間使用貸借の契約期間は、原則として両親が他界するまでとなる。

第10表 農地貸借類型とその契約内容 (1986年7月までののべ実績)

(単位:件)

					() I I
契約存続期間 類型,対人関係	4 年以内	5 ~ 10 年	11 年以上	計	うち1987年も 継続する契約
使用貸借 発の他親類 その他親類 所人・他計	3 - 3	5 1 1 7	13 4 1 18	21 5 2 28	21 4 2 27
マ 親 その他親類 その他親類 外 計	2 3 8 13	2 2 2 6	10 4 4 18	14 9 14 37	14 8 10 32
その他刈分小作 その他親類 隣 人・他 人 小 計	1 7 8		$\frac{2}{2}$	3 7 10	2 2 4
小 計 定額金納小作 その他親類 .隣 人・他 人 小 計	8 28 36	5 11 16	1 3 4	14 42 56	6 6 12
合 親 その他親類 降 人・他 計	5 12 43 60	7 8 14 29	23 11 8 42	35 31 65 131	35 20 20 75

(出所) 筆者調査による。

隣人・他人間の使用貸借はすべて職田畑の事例である。職田畑の所有権者はR村であり、村有地を村役人の活動に対する報酬の源泉として、小作料なしで彼らに貸し付けたものが職田畑である。この契約関係では、処分権がR村に帰属し、使用権、収益権、占有権が村役人に帰属する。その契約期間は村役人就任時から死亡時までと慣行的に定められている。これらの理由から職田畑に関するR村と村役人の契約関係を、使用貸借とした。なお前述したとおり、職田畑の多くは村役人が定額金納小作や刈分小作形態で貸し付けており、又小作関係を形成している。

刈分小作のうち支配的小作料率は50弥(マロ) である。マロの対人関係は親子間が半数近くを占 め、隣人・他人間も少なくない。その契約期間は 11年以上の場合が、親子間では14件中10件と多い のに対して、隣人・他人間では14件中4件と少な い。親子間の契約はすべて現在も継続しているの に対して、 隣人・他人間の契約はすでに 4 件が終 了している。親子間のマロ契約は土地相続への中 間段階と考えられる。使用貸借が土地相続の前段 階とすれば、マロは使用貸借への移行前の段階と して位置付けられる。この段階では、マロの対象 地がそのまま借り手である子弟の相続予定地とな ることはない。しかし, 対象地の一定部分が相続 予定地になりつつある段階と言える(注2)。この限 りで、濃い血縁関係等に基づく強い信頼関係によ りマロ契約が成立しており、土地相続をめざす親 子関係から隣人・他人関係の助け合いまで信頼関 係の強弱が契約期間の長短に影響を与えている。

マロ以外の刈分小作や定額金納小作については 親子間の契約はない。対人関係の多くは隣人・他 人間であり、契約期間も大部分が数年から10年と 比較的短かい(第10表)。これらの契約期間は、あ らかじめ当事者の話し合いにより決定される。定額金納小作の場合は、契約期間にわたる小作料全額が事前に一括払いされ、1~3年の短期契約の場合年間小作料は比較的高く、5~10年の中期契約の場合年間小作料は比較的低く形成される(性3)。

刈分小作と定額金納小作については、当事者間の事前話し合いにより相互の費用負担方法が決定される。定額金納小作とマロ(田)の支配的形態は、小作人が費用を全額負担する方法であるが、例外として肥料費は地主負担、他の費用は小作人負担の事例がみられた。マロ(畑)の支配的形態では、雇用労賃は小作人負担、物財費は地主と小作人とが折半で負担する方法であり、マロ以外の刈分小作の支配的形態では、雇用労賃は小作人負担、物財費は地主負担である。なお、費用のなかに公租公課への負担分は含まれていない(注4)。

農地貸借類型の対象地片について地目別内訳を みると (第11表),使用貸借のみ宅地を対象とする が,その他の農地賃貸借では田畑のみを対象とす る。農地貸借は田畑とくに田を対象に成立する傾 向が強い。これはR村の農家において主食である 米を確保しようとする傾向が強いと同時に,畑よ り田の生産性が一般に高いことが要因と思われ る。

2. 農家階層分化

農地貸借がR村における農家階層分化にどのような影響を与えているかについて検討するために、所有面積規模と経営面積規模の分布をみる(第12表)。この場合、経営面積は農地貸借類型ごとに収益配分割合に応じて小作人と地主とに割り振りした(第12表の注2参照)。第12表について所有規模分布と経営規模分布を比較すると、農家階層分化は両極分化というよりも中農標準化の特徴を

第11表 農地貸借類型と地目別内訳 (1986年7月までののべ実績)

(単位:a)

				,
地 目類型, 対人関係	田	畑	宅 地	計
使用貸借 親 子 その他親類 隣人・他人 小 計	90 14 36 140	43 16 50 109	110 5 	243 35 86 364
マ 親 その他親類 隣人・他 小 計	236 108 205 549	119 59 165 343	=	355 167 370 892
その他刈分小作 その他親類 隣人・他計 小 計	64 121 185	_	_	64 121 185
定額金納小作 その他親類 隣人・他人 小 計	134 768 902	92 438 530	_	226 1, 206 1, 432
合 親 その他親類 隣人・他計 小 計	326 320 1, 130 1, 776	162 167 653 982	110 5 115	598 492 1,783 2,873

(出所) 筆者調査による。

(注) 畑の一部には宅地が含まれている場合もある。

示している。すなわち後者の分布は前者の分布に 比較して、10元未満と100元以上の両極層で減少 しており、10~30元層と70~100元層が同数であ り、30~70元の中間層で増加している。R村にお ける農地貸借は、零細経営と大規模経営を減少さ せ、中規模経営を増加させる役割りを果たしている。なお表のなかで、○内の数字は農地貸借に関与せず、所有面積と経営面積が同一である世帯数を示している。その世帯数は非農家12戸、農家14戸の合計26世帯であるが、これらの数字は表の合計欄に含まれていない。

R村における中農概念を明示するために、調査 世帯96戸の平均的農業経営を紹介すると次のよう である。平均耕作面積は田畑39元 (田16元, 畑23 ズ) とプカランガン 5 スドであり、田の年間主要作 付方式は水稲3期作,水稲2期作+畑作物,サト ウキビである。また畑の年間主要作付方式は, 水 稲+トウモロコシ+ピーナッツ,トウモロコシ+ キャッサバ,サトウキビ、オレンジなどである。 年間作付方式の違いにより幅があるが,1985年に ついて行なわれた農家経済調査(86年実施)結果か ら田畑 39~ における 年間農業粗収益は57万2000 ~37万9000ルピア, その年間農業所得は33万1000 ~17万6000ルピアである。調査農家の大半は、畜 産,製糖,菓子製造,れんが製造,縫製,ヤシ油 製造等の自家副業に従事するか、農産物仲買・小 売等の流通業に従事する兼業農家である(注5)。

中農標準化の役割りを果たしている農地貸借に

第12表 所有面積と経営面積の規模分布

(単位:戸)

所有規模 経営規模	0	10 未 満	10~30	30~50	50~70	70~100	100 a 以上	合 計
10 未満 10~30 30~50 50~70 70~100 100 a 以上	3 4 1 1	1@ 5 2	1 9© 9	1 2 5@ 2	1 1⑤ 2	1 4 4 1	4 5①	6 20 19 9 10 6
合 計	9	8	20	10	4	10	9	70

(出所) 筆者調査による。

(注) (1) ○内の数字は農地貸借のない農家戸数を示す。

(2) 農地貸借における経営面積の割り振りは次の比率による。

使用貸借:100%小作人。マロ,11年以上の定額金納小作:50%小作人,50%地主。メルテル,10年以内の定額金納小作:33%小作人,67%地主。その他刈分小作:40%小作人,60%地主。

① 所有面積と経営面積の分布

(単位:戸)

経営規模	所有規模	0	10 未 満	10~30	30~50	50~70	70~100	100 a 以上	合	計
10未満	親類	3								3
10~30	親 類	4	2	2						8
30~50	親 類 隣人・他人	1	2	4 4		1				$\frac{8}{4}$
50 ~ 70	親 類 隣人・他人	1		1	2		2 2			3 5
70~100	親 類 隣人・他人						1	2 2		$\frac{3}{2}$
100a以上	親 類 隣人・他人							2 2		$\frac{2}{2}$
合	計	9	4	11	2	1	5	8		40

② 類型別農地貸借件数

(単位:件)

世帯関係と対人関係	&地貸借類型	使用貸借	マ	р	そ の 他 刈分小作	定 額金納小作	計
親類関係を基礎とする 農地貸借により中農標 準化した世帯	親 子 その他親類 隣人・他人	16 3 		10 4 1			26 12 7
隣人・他人関係を基礎 とする農地貸借により 中農標準化した世帯	その他親類 隣人・他人			-8	4	1 10	$\begin{array}{c}1\\24\end{array}$
合	計	21		23	4	22	70

(出所) 筆者調査による。

(注) (1) ①の親類は,親類関係を基礎とする農地貸借により中農標準化した世帯であり,隣人・他人は,隣人・他人関係を基礎とする農地貸借により中農標準化した世帯である。

(2) 本表では、親子関係を基礎とする農地貸借により中農標準化した世帯27戸と隣人・他人関係を基礎とする農地貸借により中農標準化した世帯13戸について、②では40戸に関連する1986年現在のすべての農地貸借件数を、①ではそれら世帯に関する所有面積と経営面積の分布を示している。親子関係の27戸の内訳は、50 a以上の所有地をもつ親世帯8戸、70 a未満の経営地をもつ子世帯19戸であり(①参照)、これら親・子世帯における所有地・経営地の変化は、もっぱら②における親子間農地貸借26件によっている。当該世帯におけるこの他の農地貸借には、その他親類や隣人・他人関係による19件がある。隣人・他人関係により中農標準化した世帯13戸の内訳は、70 a以上の所有地をもつ貸付世帯6戸、30~70 aの経営地をもつ借入世帯7戸(①参照)であり、当該世帯に関連する農地貸借は25件である(②参照)。

ついてさらに詳しく検討するために、第12表の70 戸を極力次の三つのグループに分類した。第1グループは中農標準化傾向が明確な世帯(第13表),第2グループは所有面積および経営面積がともに50 な未満の農家で、かつ農地貸借の両当事者が調査できたもの(第14表)、第3グループは所有面積および経営面積がともに50な以上の農家で、かつ農地賃貸借による規模拡大傾向が明確なもの(第15表)。第13表は所有面積と経営面積を比較して、 零細農家は経営面積が増加した農家を、大規模農家は経営面積が減少した農家をそれぞれ示しており、同時に当該農家に関連する農地貸借を表示している。農地貸借に関係する調査農家70戸のうち、中農標準化傾向を示す農家は40戸と多い。このうち親類間の農地貸借により中農標準化した農家は27戸であり、隣人・他人間の農地貸借により中農標準化した農家は13戸である。中農標準化を目的とする農地貸借の中心は使用貸借とマロであ

第14表 零細農家同士の農地貸借(1986年現在)

① 所有面積と経営面積の分布

(単位:戸)

経営規模	所有規模	10 未 満	10~30	30∼50 a	合 計
10未満	親類	1	1	1	3
10~30	親 類 隣人・他人	3	6	1 1	10 1
30∼50 a	親 類 隣人・他人		1	2 1	3 1
合	計	4	8	6	18

② 類型別農地貸借件数

(単位:件)

世帯関係と対人関係	集地貸借類型	使用貸借	マ	Д	そ の 他 刈分小作	定 額金納小作	計
親類関係にある零細農 家における農地貸借	親子・兄弟 その他親類 隣人・他人	5 —		6 	1 	1 1 2	13 1 2
隣人・他人関係による 農地貸借	隣入・他人	-physical and a second		1	2	2	5
 合	計	5		7	3	6	21

(出所) 筆者調査による。

(注) (1) ①の親類および隣人・他人は第13表と同義。

(2) 本表では、所有規模も経営規模も零細である農家同士の農地貸借でかつ両当事者が調査できた事例を示している。①の世帯のうち、親子・兄弟の親類関係を基礎に農地が貸借されている場合が16戸(貸し手6戸、借り手10戸)であり、それら世帯における基礎的農地貸借契約は②の親子・兄弟間の13件である。16戸の世帯に関する農地貸借には、それ以外に隣人・他人およびその他親類関係による定額金納小作3件がある。これに対して、隣人・他人関係を基礎に農地が貸借されている場合は2戸(貸し手1戸、借り手1戸)であり、両者の契約は②のうち、マロとその他刈分小作の3件であり、これ以外の農地貸借は2戸について2件調査できた。

第15表 隣人・他人間農地賃貸借による規模拡大 (1986年現在)

①所有面積と経営面積の分布

(単位:戸)

所経営規	有規模模	50~70	70~100	100 a 以上	台 計	t
50~70 70~100 100 a以上		1	3 1	1	$\begin{array}{c}1\\4\\2\end{array}$!
合	計	2	4	1	7	

② 類型別農地賃貸借件数

(単位:件)

	7	Б	定 額	計
その他親類 隣人・他人			2 7	2 9
合 計		2	9	11

(出所) 筆者調査による。

る。1986年現在の使用貸借27件中21件が、同じく マロ32件中23件が第13表に示されている。

第14表では所有面積および経営面積がともに50 た未満の農家で、かつ農地貸借の両当事者が調査 できた零細農家同士の農地貸借を示している。な お、第13表と第14表には表示した農地貸借や農家 について重複はない。第14表の農家18戸のうち、 親類関係の零細農家が農地貸借契約を結ぶ場合が 16戸、隣人・他人関係の零細農家が農地賃貸借契 約を結ぶ場合が2戸である。このうち親類関係の 16戸は、親子・兄弟間の使用貸借とマロを中心に 農地貸借契約が結ばれている。

中農標準化を目的とする農地貸借や零細農家同

士の農地貸借のうち、親類間の農地貸借については、経済原理というよりも家族周期原理が作用しているものと思われる。この場合均分相続を前提として、親子・兄弟姉妹を中心とする近親間において使用貸借やマロにより農地を共同保全する傾向が強い。これら近親集団においては、当事者世帯における所得最大化を目的に農地貸借が行なわれるのではなく、家族周期の各局面に対応した当事者世帯間の相互扶助を目的に農地貸借が契約されているものと思われる。その結果、中農標準化として各世帯の農業経営規模が平準化している。

これに対して第13表と第14表における隣人・他 人関係による農地貸借には、経済原理と相互扶助 原理の両方が作用していると思われる。隣人・他 人間の使用貸借や刈分小作(とくにマロ)は、基本 的に地縁集団における相互扶助を目的にしている と思われる。この相互扶助は近親集団における相 互扶助ほど濃密ではないとしても、それに類似し たものと考えてよい。他方、隣人・他人間の定額 金納小作には当事者世帯における所得最大化を目 的とする経済原理が作用している。

(注1) 使用貸借そのものを表現する現地語は収集できなかった。しかし調査村では、ヌヌット(nunut)と呼ばれるプカランガンの無料貸与が親子間で慣行化されており、田畑についても少なくない。それゆえ、無料の土地貸借を使用貸借と表現している。調査村における親子間の使用貸借契約では、相続と密接に関連することが明らかである。この場合、両当事者とも相続を前提に考えているとの回答がほとんどの事例で得られた。

(注2) 親子間のマロ契約について、対象地に関す

る土地相続意向を両当事者に聞き取りした。親子ともマロ対象地がそのまま相続対象地とはならないとの回答が多かった。しかし、子弟の回答ではマロ対象地における相続の権利を主張する場合もみられた。

(注3) 定額金納小作の契約期間と小作料についての詳細は、宮崎猛「東部ジャワにおける農地賃貸借と農業雇用の生産性分析」(『農業計算学研究』([京都大学農業簿記研究施設] 第20号 1987年12月掲載予定)参照。なお、定額金納小作における契約期間の短期性と小作料の契約前一括払い方式、契約期間と小作料の大きさについては、下記の文献でも指摘されており、R村における調査結果と一致している。Wijaya、Hesti; N.H. Sturgess、"Land Leasing in East Java、" Bulletin of Indonesian Economic Studies、第15巻第2号、1979年7月、86~87ページ。

(注4) 農地賃貸借における地主と小作人との費用 負担の詳細は、宮崎 同上論文参照。R村における刈 分小作では、小作料率上昇に対応して地主の費用負担 が増加する傾向にあるが、加納 前掲書では、小作料 率75年の刈分小作について主要費用全額が地主負担で あると指摘されている(69ページ)。

(注5) R村における年間作付方式や作物別収益・ 費用状況に関する詳細は、宮崎猛「インドネシアのコ メ生産と担い手」(『農業と経済』第53巻第9号 1987 年8月)参照。

IV 家族周期原理と経済原理

1. 農地貸借における権利移動と農業経営

R村における所有面積規模と経営面積規模の分布には、家族周期原理と経済原理とが錯綜して作用している。親から子への土地相続や近親間の土地売買は家族周期原理による所有権移転であり、近親間の使用貸借や刈分小作は家族周期原理による経営地の移動である。また、隣人・他人間の土地売買や農地賃貸借は経済原理による土地移動である。これらの土地移動により成立する農業経営について、四つの代表事例を参考にして詳細に考察する。

所有権は使用権、収益権、処分権および占有権 (あるいは占有の事実) から構成されるが(注1), 土 地貸借では契約存続期間の長短により移転する権 利が異なる。長期土地貸借では使用権ならびに占 有権が小作人に移転されるのに対して、短期農地 賃貸借では使用権のみが小作人に移転される。両者における権利移転の違いは、農業経営のあり方を左右する重要な要因である。

所有権の構成要素のうち処分権の帰属は経営支配の根拠となり、占有権の帰属は経営管理の根拠となる。これに対して、単なる使用権の帰属はゴーイング・コンサーン(永続的組織体)たる経営の担当主体となる根拠に乏しい。

本稿では長期土地貸借と短期農地賃貸借とにお ける経営内容を,以下のように区別する。前者の 小作人には土地占有権が帰属するが、高率小作料 によりその収益権は制限され ている。 この限り で、小作人は長期安定性志向の経営管理主体であ る。他方後者の小作人には土地使用権と収益権が 帰属する。その収益権は定額小作料により、危険 負担を伴いながらも自由性が確保されている。こ の限りで、定額金納小作人は短期収益性志向の経 営管理主体であるが、長期的には対象地片の経営 担当主体となりにくい。それゆえ本稿では、短期 農地賃貸借における経営支配と長期経営管理とは 地主が行なうと考え, 短期経営管理主体である小 作人を長期経営管理主体と区別するために耕作主 体と表現する。R村における長期土地貸借には使 用貸借とマロがあり、短期農地賃貸借には定額金 納小作とマロ以外の刈分小作とがある。

加納は定額金納小作を,「ドライな 経済的契約 にもとづくものであり,しかも契約期間中の経営 権とそれに付随する危険負担はほぼ完全に小作人 の側に移る」と小作人の収益権の自由性を強調し

ているのに対して、刈分小作については「地主の 農業経営への関与の度合いがきわめて高く」、「小 作人の地主に対する地位がきわめて従属的であっ て、生産者としての自立性を著しく欠いている」 (注2)と制限された小作人の収益権を重視する。こ のように、契約期間の長短に基づく占有権の帰属 関係よりも, 収益権の内容を重視する考え方は, とくに経済原理が作用する隣人・他人間農地賃貸 借について適用できるかも知れない。しかし、第 1に農業経営をゴーイング・コンサーンとして把 握する、第2に親子間土地貸借を土地相続による 所有権獲得への過程として捉え、親世帯から子供 世帯への農業経営継承過程と考えるのであるなら ば、むしろ農業経営のあり方にとって重要なこと は長期経営管理主体の徴表である占有権の帰属関 係ではないだろうか。このことは、とくに家族周 期原理が作用する近親間土地貸借に妥当する。

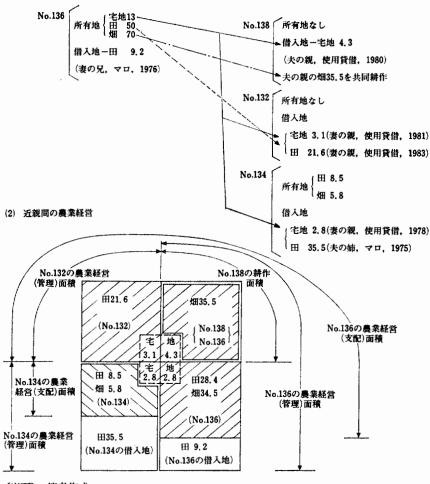
以下占有権の帰属関係を中心に,家族周期原理 による近親間土地貸借と経済原理による隣人・他 人間農地賃貸借とが,農業経営のあり方に決定的 差異を及ぼす点について,代表事例により明らか にする。

2. 近親結合による農業経営事例

第2図は RT。における近親結合による農業経営事例を示している。No. 136 は親世帯, No. 138 はその息子夫婦世帯, No. 132 と No. 134 はその娘夫婦世帯である。これら4世帯は親の所有するプカランガン13~を細分して、これらプカランガンを子供世帯が使用借入することにより同一屋敷地に居住している。親の所有地(宅地13~、田50~、畑70~)はすべて隣人から購入しており、土地相続は今のところ行なわれていない。所有地の集積が経済原理に基づき行なわれてきた No. 136 世帯においても、その占有権(占有の事実)や使用権の

第2図 近親結合による農業経営事例

(1) 近親間の土地移動



(出所) 筆者作成。

- (注) (1) No. は農家番号,田,畑,宅地の数値は面積(単位:a)を表わす。農地貸借の次の数値は西暦年号を表わし、契約開始年を示す。
 - (2) ※※ 部分は No. 136 の所有地を ※※ 部分は No. 134 の所有地を示す。
 - (3) 表示方法は第3図と第4図も同様。

配分は血縁集団内において家族周期原理に基づき 行なわれている。

親の所有農地のうち、畑35.5% は No. 138 の息子夫婦世帯と共同耕作している。当該地片に関する両親と息子夫婦の関係は、粗収益から雇用労賃等経営費を控除した純収益部分から息子夫婦への報酬が支払われており、雇用関係とみるよりも、

共同耕作と考えるべきであろう。この場合,当該地片の処分権と占有権は親世帯に帰属し、使用権は両世帯に帰属する。また田21.6%は No.132の娘夫婦世帯に使用貸付けされている。当該地片における両世帯の権利関係は、親世帯に処分権が帰属し、娘夫婦世帯には占有権と使用権が帰属する。この場合、農業経営管理は娘夫婦世帯が担当

し、農業経営支配は親世帯が担当する。親の残りの所有農地(田28.4%」、畑34.5%」は自作地である。親の所有農地はすべて、親世帯に処分権が帰属することから、当該世帯が農業経営支配を担当する。親世帯は所有農地以外に、田9.2%を刈分小作(マロ)形態で借入れている。当該地片の占有権と使用権は、親世帯に帰属している。それゆえ、当該地片と自作地および息子世帯との共同耕作地に関する農業経営管理は、親世帯が担当する。

No. 136 と No. 138 および No. 132 との農業経営面における互恵関係に対して、No. 136 と No. 134 とにおける互恵関係は農業経営面ではみられない。これは No. 134 がすでに農地 (田8.5%、畑5.8%)を所有しており、田35.5%を夫の血縁(姉)から借入れていることが要因となっている。 No. 134の所有農地はすべて他人から購入しているが、借入地 (宅地と田)は近親結合により使用貸借とマロ形態で調達している。当該世帯の所有農地はすべて自作地であり、農業経営の支配と管理は当該世帯が担当する。また借入地(田35.5%)の占有権と使用権は当該世帯に帰属しており、その経営管理は当該世帯が担当する。

第2図で示した4世帯について宅地を含めた所有面積規模と経営面積規模(注3)との変化をみると、前者はNo. 136 (133%), No. 134 (14.3%), No. 132とNo. 138 (0%)であり、対象地片はすべて隣人・他人間の土地売買により購入されていることから、4世帯における近親関係を度外視して、この段階の農家階層分化をみると、両極分化が進んでいるように思われる。しかし経営面積規模はNo. 136 (105.8%), No. 134 (34.9%), No. 132(24.7%), No. 138(4.3%)であり、対象地片ではすべて親子間の使用貸借と兄弟姉妹間の刈分小作(マロ)により経営地が再分配されている。前者

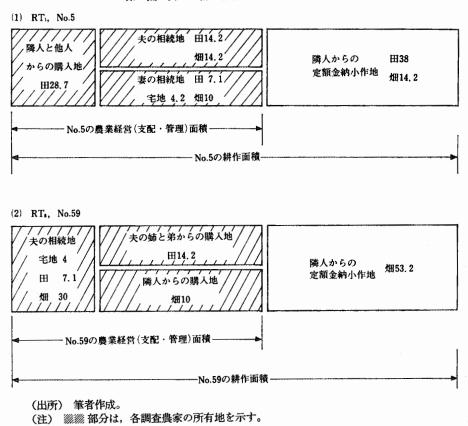
から後者への変化は明らかに中農標準化の特徴を 示している。

親子間における 土地 の 権利移動の展開モデル を、 共同耕作 (使用権のみの移動) → 刈分小作 (マ ロ:使用権と占有権の移動) → 使用 貸借(使用・収益 権と占有権の移動)→相続(使用・収益・処分権と占 有権すなわち所有権の移動)と仮定すると、 親は子 供に所有権構成要素を家族周期に対応して徐々に 移譲し、両親の死去による最終相続の局面で所有 権を完全に移譲することが考えられる。この展開 モデルでは子供の成長に対応して、親が自己所有 地における農業経営を管理・支配する自作農およ び子供との共同耕作の局面→親は自己所有地の農 業経営を支配するが子供は当該経営を管理する刈 分小作や使用貸借の局面→子供が土地所有権を獲 得し農業経営を管理・支配する相続の局面へと, 農業経営のあり方が変化する。この家族周期原理 に起因する土地の権利移転と農業経営のあり方と における変化が、近親結合による刈分小作におけ る相互扶助的性格と農家階層の中農標準化現象と に関する主要因である。

3. 隣人・他人結合による農業経営事例

第3図は自作地に隣人からの定額金納小作地を追加して、耕作面積規模を拡大している2戸の農家事例を示している。両農家における自作地は、夫や妻の相続地、兄弟姉妹からの購入地、隣人・他人からの購入地に区分される。このうち相続地と兄弟姉妹からの購入地は近親結合により調達された土地である。その自作地面積はNo.5(74.2%)、No.59(65.3%)と比較的大規模である。このうち近親結合により調達された土地面積の割合は、No.5(61公)、No.59(85公)と高い。それゆえ当該農業経営では、近親結合により獲得された自作地を基盤としながら、追加的農地を隣人・他人結合

第3図 隣人・他人結合による農業経営事例1



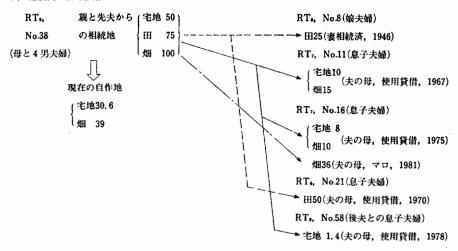
による農地購入や農地賃借により積極的に規模拡大している。両農家の耕作面積はNo.5(126.4%), No.59(118.5%)ときわめて大きい。このうち自作地面積の占める割合は、No.5(59年), No.59(55年)である。借入地はすべて地主からの定額金納小作地であり、1986年現在 No.5は3人から、No.59は2人から農地を借入れている。その契約期間はいずれも3~6年と短期間である。短期農地賃貸借の場合、その債権者は常に変動するものであり、当該経営に対する持分権の関係がきわめて薄いことから、農業経営地としては自作地や刈分小作地、使用借入地と区別されねばならない。

耕作面積規模拡大に意欲的な両農家に特徴的なことは、使用貸借やマロの相互扶助的農地貸借が皆無である点にある。これは第2図で示した近親結合による農業経営事例とは異質な経済原理に基づく規模拡大事例である。第3図は、親子両世帯間の相互扶助が顕在化しない特定の家族周期局面において、経済原理に基づく規模拡大行動が顕著に発現することを示している。

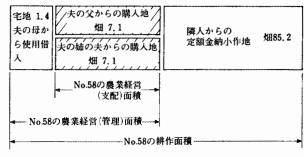
第4図では世帯の特殊事情によっても経済原理 に裏付けられた規模拡大行動が発現する事例を示 している。(1)では第2図と同じ家族周期局面にあ る親子世帯群と、そこにおける相互扶助的農地貸

第4図 隣人・他人結合による農業経営事例2

(1) 近親間の土地移動



(2) RTs, No.58における農業経営



(出所) 筆者作成。

(注) ※※ 部分は No. 58 の所有地を示す。

借を示している。No. 38 は母とその 4 男夫婦家族が同居する世帯である。母は 2 度結婚し、それぞれの子供がいる。先夫は死亡、後夫とは離婚している。後夫は離婚後他村に移住した。(1)の子供世帯のうち、No. 58 は後夫との子供であり、他の世帯は先夫との子供である。子供世帯のうち母からすでに農地を相続した娘世帯(No.8)を除いて、4世帯とも使用貸借やマロの相互扶助的土地貸借を親子間で行なっている。しかし 4 世帯のうち No. 58 のみが、宅地1.4%を使用借入している

だけである。

No. 58における農業経営をみると(第4図の(2))、 夫の近親からの購入地が14. 2元あり、1986年現在 隣人からの定額金納小作地が85. 2元ある。No. 58 では宅地1.4元の使用借入地を除けば、第3図に おける隣人・他人結合による農業経営事例と同様 の特徴が指摘できる。No. 58の事例は家族周期 の特定局面以外でも、相互扶助の対象となる近親 世帯が欠如する場合、経済原理に基づく規模拡大 行動が発現することを示している。 (注1) 所有権の構成要素については、宮崎 猛「農業経営認識論試論——所有主理論から企業主体理論への転換——」(『農業経営研究』第25巻第1号 1987年6月)参照。なお占有権は物権であるが、占有の事実は所有権(本権)に基づくことなく経営要素を現実に所持・管理している事実状態を意味している。

(注2) それぞれ加納 前掲書 75ページと70ページより引用。

(注3) 経営面積規模は第12表の注(2)に基づき計算された面積の大きさであり、この場合の経営面積は地代を含む残余収益の配分面積を示している。

むすび

相続,所有,貸借の家族史的変遷を前提に,所有規模分布と経営規模分布の相対比較から,R村における農家階層分化をみると,家族周期原理に基づく中農標準化現象が支配的である。しかし他方では,家族周期の特定局面にある一部の農家や特殊事情をもつ特例農家では,経済原理に基づく規模拡大傾向がみられる。両原理のうち,家族周期原理に基づく相続や近親間の農地売買と農地貸

借の方が、農業経営規模規定要因としては持続的、普遍的であるのに対して、経済原理に基づく隣人・他人間の農地賃貸借は非持続的・偶然的である。それゆえ、R村における農業経営規模変化は前者を支配的原理として推進されていると考えられる。この場合、近親間における土地の共同保全規範と相互扶助が基調となっている。この限りで、両極分化の意味での「階層分化の傾向」(注1)はことR村の事例でみる限り検証できなかった。

本稿では紙数の関係から、農外労働および農業 雇用や農業生産部門の生産性と収益性に関する分析を、大規模農業水利事業や高収量品種導入との 関連で考察する課題を除外している。これらの課 題については、今後別稿を準備したいと考えている(注2)。

(注1) 加納啓良「『二重経済』と『農業インボリューション』を超えて」(東南アジア研究会編『社会科学と東南アジア』勁草書房 1987年)164ページより引用。

(注2) 宮崎「東部ジャワにおける……』参照。

(京都大学農学部講師)

付属資料 個別農家調査票の様式

1	井井ナカ	口单桩性	レスの	・女日み、と	の相続地
٠.	進帯主ジ		こてい	オルバード	ソノイロがアムは

父の名____出身地___(生存,死亡) 母の名 出身地 (生存,死亡)

兄	弟娟	妹		相続地の配分状況	
番号	性別	年齢	居住地	(地目一面積)	相続年
1					
2					
3					

(注) 世帯主には○印,死亡した兄弟姉妹も記入。

2. 世帯主の妻の兄弟姉妹とその親からの相続地 父の名____出身地____(生存,死亡) | 居住地____ 母の名___出身地 (生存,死亡) |

兄	弟 姘	i 妹	12 A- 11k	相続地の配分状況	
番号	性別	年齢	居住地	(地目一面積)	相続年
1					
2					
3					

- (注) 世帯主の妻には○印,死亡した兄弟姉妹も記入。
- 3. 世帯主夫婦とその子供の構成(非同居子弟も記入)

	夫婦と子供および同居者				居住地			相 続 地			購入地			所有地
番号	氏	名	性別	年齢	(既婚:	またり	は未婚)	(地目-	-面積-	-年度)	(地目一面 一対人関係	i積((i)	西格—年度	総面積
世帯主					-									1
その妻														
1														
2							·-							
3														

- (注) 世帯主夫婦とその子供以外の同居者は、世帯主との関係を特記する。
- 4. 農地貸借 (調査農家に関連する分は過去の実績 も記入)

	地	片	番	号	1	2	3
農均	也の貸	付(0)					
土均	断有	者名1)					
1	作ノ		BB 1/2	7.00			
性性		相 于 人	少 美 特	、その居 ————			
			と面積	-			
田のはヲ	場合 大田	, かん (R)	がい田	(I)また			
年間	引作付	作物名	i				
小	取	分)		: 小作人の			
作		額金納 作料)	小作(孝	段約期間と			
料	そ	の他(身	2約期間	引,小作料)			
契約	内開好	年月と	終了年	5月			
契約	勺開始	の理由	∃ ²⁾				

今後の契約存続期間3)		- (i	,
特記事項		(

- (注) 1) 対象地片が貸付地の場合, 夫の相続地, 妻 の相続地, 購入地の区別をする。
 - 2) S:労働力が不足しているため。

I:経営面積拡大のため。

R:近親間の助け合いのため。

〇:その他(特記:

3) S:今年で契約終了。

F: 今後数年間で契約終了。

T:今後10年前後で契約終了。

H:10年以上契約継続予定。

O: その他(特記:

5. この他の調査票には、農業雇用と農業雇われ、作物 別収益・費用・労働時間、兼業従事と兼業収入・費 用、農用固定資産などに関する項目があるが、本稿の 分析と直接関係がないので省略する。

)